

用語の解説

《法人が所有する建物》

○所有する建物

調査期日（調査年の1月1日）現在、法人名義で所有する建物をいう。賃借している場合や関連会社名義で所有する建物は含まない。

なお、建物とは、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した構造物であって、事務所、店舗、工場及び倉庫等の用途に供され、不動産として登記されているものをいう。

○建物数

同一基礎にある建物を1棟の建物とする。

工場敷地内の建物については工場敷地ごとに、工場敷地以外の建物については1棟ごとに延べ床面積、建物の構造及び建物の利用構造等を調査した。

なお、建物が複数の丁目・大字にまたがっている場合には、丁目・大字境界で分割し、それぞれを1棟として数え、渡り廊下等で結ばれた建物で基礎が別々の場合には、2棟として数えた。

○延べ床面積

所有する建物の1棟ごとの延べ床面積であり、地下部分を含む。

延べ床面積の記入における優先順位は次のとおりである。

①現況の面積

②不動産登記簿上の面積若しくは固定資産課税台帳上の面積

③建築確認申請書等で用いる面積

○建物の構造

建物の構造をいう。

工場敷地内の建物については、主な建物のことをいう。

〈木造〉

主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ）が木造のものをいう。

木造モルタル塗及び土蔵を含む。

〈鉄骨鉄筋コンクリート造〉

主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のものをいう。

SRC造とも呼ばれる。

〈鉄筋コンクリート〉

主要構造部が型枠の中に鉄筋を組み、コンクリートを打ち込んで一体化した構造のものをいう。

RC造とも呼ばれる。

〈鉄骨造〉

主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたものをいう。

軽量鉄骨造を含む。

S造とも呼ばれる。

〈コンクリートブロック造〉

鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のものをいう。

外壁ブロック造を含む。

〈その他〉

他に当てはまらない構造。

石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、
無筋コンクリートブロック造など。

○建築時期

建物の竣工年のことをいう。

工場敷地内の建物については、主な建物
について判断した。

増改築している場合には、増改築部分と
それ以外の部分で、面積の大きい方で判断
した。

○新耐震基準

建築基準法の改正により昭和56年に導入
された耐震基準のことをいう。

工場敷地内の建物については、主な建物
について判断した。

増改築している場合には、増改築部分と
それ以外の部分で、面積の大きい方で判断
した。

○建物の利用現況

建物の利用用途をいう。

〈事務所〉

事業活動のための建物や施設。

〈店舗〉

物品やサービス、娯楽施設・遊技場、商
業活動のための建物や施設。

〈倉庫〉

物品を貯蔵又は保管する建物や施設、集
出荷施設・荷捌き施設。

〈社宅・従業員宿舎〉

法人所有の社宅や従業員宿舎。

〈その他の福利厚生施設〉

法人が所有する社宅・従業員宿舎を除く
福利厚生施設。

〈社宅・従業員宿舎以外の住宅〉

法人が所有する社宅・従業員宿舎を除く
戸建住宅、賃貸住宅、マンションなど。

〈ホテル・旅館〉

宿泊サービスを提供する建物や施設。

〈文教用施設〉

教育や文化のための建物や施設。

〈宗教用施設〉

宗教に関する建物や施設。

〈医療施設・福祉施設〉

医療や福祉のための建物や施設。

〈ビル型駐車場〉

駐車場としてのみ使用される建物や施
設。

〈貸会議室・シェアオフィス〉

一定の時間（期間）の利用契約により会
議・打ち合わせ等を行う場所、施設又は他
者と空間（建物や部屋）を共有して執務す
る環境（コワーキングスペース等）の提供
を行うサービスのための建物、施設。

〈その他の建物〉

他に当てはまらない（用途が決まってい
ない）建物や施設。

〈利用できない建物〉

廃屋、廃倉庫及び廃工場等将来にわたって利用する（される）見込みが立っていない建物や施設。

将来にわたって利用する（される）見込みが立っておらず、取り壊しを予定している建物や施設を含む。

○敷地の権原

所有する建物の敷地の権原形態のことをいう。

〈単独所有〉

単独の者で敷地を所有している状態のこと。

〈共有〉

複数の者で敷地を所有している状態のこと。

分有（複数の所有者がそれぞれ単独で所有する複数の土地からなっている状態）の場合を含む。

建物の区分所有による敷地の共有の場合を除く。

〈建物の区分所有による土地の共有〉

建物の一部を複数の者で区分所有し、かつ、その持分等に応じた敷地利用権を有している状態のことをいう。

〈普通借地（定期借地を除く）〉

借地借家法で定められた借地権のうち、契約期間満了後、借地人が希望すれば更新される契約を結んだ土地のことをいう。

〈定期借地〉

借地借家法で定められた借地権のうち、契約期間満了後、更新されことなく終了する契約を結んだ土地のことをいう。

○建物の貸付

調査期日（調査年の1月1日）、所有する建物を貸付目的で所有していることをいう。

○信託受益権

信託期間中に受益者が信託財産から生じる収益を受け取る権利及び信託期間が終了した時に元本である財産を受け取る権利のことをいう。